

アメリカ
保険用語辞典

GLOSSARY
OF
INSURANCE
TERMS

EDITED BY ROBERT W. OSLER AND JOHN S. BICKLEY, Ph. D.

海 文 堂

ISBN4-303-65002-1

アメリカ保険用語辞典

定価1600円

昭和51年4月15日 初版発行 ©1976 KAIBUNDO

昭和56年6月15日 第2版発行

編者 R.W.オスラー

J.S.ビクリイ

検印省略

発行者 岡田吉弘

発行所 海文堂出版株式会社



本社 東京都文京区水道2丁目5番4号(〒112)

電話03(815)3292

支社 神戸市中央区元町通3丁目5-10(〒650)

電話078(331)2664

日本書籍出版協会会員・工学書協会会員・自然科学書協会会員

PRINTED IN JAPAN

印刷 文栄印刷／製本 三浦製本

本書の内容の一部あるいは全部を無断で複写複製(コピー)することは、
法律で認められた場合を除き、著作者および出版社の権利の侵害となり
ますので、その場合にはあらかじめ小社あて許諾を求めて下さい。

訳者のことば

この訳書は、Robert W. Osler, John S. Bickley および O.D. Dickerson 三氏によって編集された “*Glossary of Insurance Terms*” (1972年刊) の翻訳である。本書に示した約 1500 の用語は米国リスク・保険協会 (American Risk and Insurance Association) の保険用語委員会 (Commission on Insurance Terminology) で定義されたすべての保険用語であり、かつアメリカ再保険協会 (Reinsurance Association of America) によって定義づけられた用語である。また約 180 名の人々の協力をえて集大成されたものである。

なお原書には年金およびプロフィット・シェアリングについての用語が付録としてつけられているが、この分はわが国にはとくに必要と考えられないので、翻訳は省略した。

またたんに翻訳のみでは、不十分と思われる項目については、鈴木譲一氏に訳注を依頼した。

1976年 3月

GLOSSARY OF INSURANCE TERMS

Edited by Robert W. Osler and John S. Bickley

©1972 by Insurors Press, Inc.

Japanese translation ©1976 by KAIBUNDO SHUPPAN Co., Ltd.

**Japanese translation rights arranged with The Merritt Company,
Santa Monica, through Charles E. Tuttle Co., Inc. Tokyo.**

アメリカ保険用語辞典

用 語 編…………… 1

和 文 索 引…………… 191

A

AABD (Aid to the Aged, Blind and Disabled)

高齢者・失明者・その他身障者の援護 →Public Assistance

AB (Aid to the Blind)

失明者援護 →Public Assistance

Abandonments

委付 全損請求をするために被保険者が被害物の所有権を保険者に移転すること。この考えは主として外航海上保険に用いられ、その他の財産保険のほとんどの種目では委付は行なわれていない。

Absolute Assignment

無条件譲渡 保険証券所有者がそのすべての権限を第三者に譲渡すること。

A.C.A.S. (Associate of the Casualty Actuarial Society)

災害アクチュアリ会準会員 →F.C.A.S.

Accelerated Option

保険料払込みの選択 被保険者が契約者配当および解約返戻金をもって、保険料払込みまたは養老保険にあてることができるという規定。

Accelerative Endowment

満期短縮 生命保険証券の契約者配当金を利用し、正規の満期日以前に契約を終了させる選択権。

Accident

偶然な事故 予期できずかつ故意でない突然に発生する偶然な事件。

→Occurrence and Accidental Bodily Injury

Accidental Bodily Injury

偶然身体傷害 外的な原因により身体に加えられた負傷者として予期できずかつ故意でない外傷。

Accidental Death Benefit

災害死亡保険金 生命または健康保険において、身体傷害による死亡の場合の特別保険金。通常は証券面の保険金額または基本保険金額と同額が加算される。

Accidental Death Insurance

災害死亡保険 健康保険の一種目で、被保険者が災害により死亡した場合に保険金が支払われ、しばしば四肢切断保険と組合わされる。

→Double Indemnity →Triple Indemnity

Accidental Means

偶然な原因 偶然身体傷害における予期できずかつ故意でない原因。偶然な原因は災難そのものが偶然でなければならず、ある結果としての傷害であってはならないと定義される。→Accidental Bodily Injury

Accident and Health Insurance

傷害健康保険 健康保険 (Health Insurance) の旧称。→Health Insurance

Accident and Sickness Insurance

傷害疾病保険 現在健康保険 (Health Insurance) として知られているものと同じ内容の保険をいい現わすのに以前用いられていた用語。事故または偶然事件による後遺障害、身体傷害、死亡またはそれらにともなう費用および疾病による後遺障害または疾病にともなう費用に対する保険。

Accident Insurance

傷害保険 健康保険 (Health Insurance) の一部門。身体傷害による損失を対象とする。

Accommodation Line

営業政策的契約引受け 正規には厳しい契約引受規準によって拒絶すべき契約を、引受代理店または顧客の総合計算では利益が多いために引

受けること。

Account Current

月別勘定書 保険者が作成する代理店の月別勘定。計上保険料, 解約, 異動, 手数料が記入されている。

Accumulations

継続契約保険給付の増額 契約が継続して更新される場合に保険給付を一定割合で割増しすること。Accumulation Benefits ともいう。

Acquisition Cost

募集経費 保険会社または再保険会社が計上する契約に直接関連して発生する一切の経費。

Act of God

不可抗力 人力が介在せず, 自然な原因により発生し, かつ適切な注意または予測によっても防止できない事件。たとえば洪水, 雷光, 地震, 暴風。

Actual Cash Value

時価 被損財物の再調達価格から償却部分を差し引いた金額。大部分の損害保険契約はこれによって損害填補の基本とし, 一般にその財物の時価と市価とを同額とする傾向がある。

Actuary

アクチュアリ, 保険計理人 数学・統計学・会計学などを修得し, 料率・責任準備金・契約者配当金の計算をその他の統計的研究とともに, 担当する専門家。アメリカ以外の多くの国では Mathematicians (数学家) といわれている。

AD&D (Accidental Death and Dismemberment)

災害死亡および四肢切断 AD&D 契約付きの健康保険契約。

Additional Insured

無記名被保険者 記名被保険者以外の者で, 約款上, 保険保護を受けることになっている者。たとえば配偶者。

Additional Living Expense Insurance

臨時生計費保険 自己の財産に損害が生じたため, 臨時に他の場所に

居住することをよぎなくされた場合の生計費の増加分を被保険者に支払う契約。

Adjustable Premium

調整保険料 被保険者の級別に従って変更できる保険料。通常、継続保証付きの健康保険に適用される。

Adjusted Earnings

修正所得 営業活動からの純所得に、増加保険の有効契約分の評価額または保険料増収分を加えたもの。

Adjusted Net Worth

修正正味資産 保険者の資本金・剰余金・任意積立金に記帳済み契約の評価額および未実現資産収益を加え、収益に課せられる税金引当金を差し引いたもの。その他の修正も必要に応じしばしば行なわれる。

Adjuster

損害調査人, アジャスター 損害填補請求があった場合に、保険会社の損害填補責任の範囲の決定を行なう保険者側の代表者。一般 (Public) 損害調査人は損害填補請求者側を代表する。アジャスターは Claim Representatives と呼ばれることもある。

Adjustment

損害調査 損害の原因と損害額、損害填補請求者への支払金額および関係保険者が1社以上にわたる場合の保険者間の損害分担割合、などの決定。

Adjustment Bureau

損害調査事務所 社内に独自の損害調査部門をもつことを望まない保険者のために、損害調査の業務を行なうことを目的として組織された機関。

Administrator

管財人 裁判所により財産清算の受託者となる者。

Admitted Assets

認容資産 州法によりその価額を保険者の年次決算報告書に含めることを認められている資産。

Admitted Company

認可会社 特定の州において営業を認可され、免許された保険会社。

Advance Payments

前納保険料 保険期間前に支払われた保険料。生命保険申込人が申込書とともに提供する分を含む。

Adverse Selection

逆選択 保険者の意志に反する保険契約。不良物件が優良物件よりも保険を求めかつ保険を継続しようとする傾向。

AFDC (Aid to Families with Dependent Children)

扶養児童家族援護 →Public Assistance

Affiliated Companies

子会社 通常、株の所有または兼任重役によって相互に関係している保険者。

Age Change

年齢変更 年齢を保険との関係において変更する日付。大部分の生命保険では、この日付は被保険者の誕生日と次の誕生日の間の日である。健康保険者はしばしば直前の誕生日の年齢をもって年齢変更日の料率を決定する。年齢は料率体系の建て方によって直前の誕生日、最近の誕生日または次の誕生日に変更される。

Age Limits

制限年齢 ある種目の保険では、保険者は年齢制限を設け、それ以下の者またはそれ以上の者の契約を引受けない。

Agency

代理店 保険販売を業務とする事業所。生命保険の業務については総代理店または支配人の管理下にあり、損害保険では独立代理店または保険会社の担当支配人の管理下にある。

訳注 日本語では Agency も Agent もともに代理店といわれている。

Agency Agreement (Contract)

代理店契約書 代理店と保険者の間の法的関係を設定する文書。

Agency Plant

代理店網 保険者を代表する代理店組織の全体。

Agency System

代理店制度 従業員または郵便による販売と異なり、保険代理店による販売とサービス。

Agent

代理人（店） 保険者のために保険契約を勧誘、折衝して、契約を締結する者。代理人（店）がその機能・権限を行使する権利およびその義務ならびに彼に対する保険者の義務は、彼と保険者との間の代理店契約書の条項・制定法および普通法に従う。

訳注 日本では個人も法人も、ともに代理店という。

Agent, General

総代理店 →General Agent

Agent, Local

一般代理店 手数料基準で報酬を受ける独立引受人として、保険会社を代表して保険販売およびサービス機能を行なう者。

訳注 General Agent に対応する表現で、地域 (Local) とは関係ない。

Agent, Policywriting

証券発行代理店 保険者の保険証券を作成し発行する権限を与えられている代理店。

Agent, Recording

証券発行代理店 Policywriting Agent (前項)の火災保険分野における名称。

Agent, Special

代理店担当者 一地域において保険者を代表する者。その地域の保険者の代理店にサービスするほか、通常、当該地域の契約に関し量的および質的な面での責任を持たされている。損害保険では Special Agent というが、生命保険では Sales Representative といい、カナダでは Inspector と呼ばれている。

Agent, State

→Agent, Special

Agent, Surveying

普通代理店 証券の発行はしないが、申込書によって契約を会社に提供する一般代理店。

Agent's Authority (Power)

代理店の権限 代理店契約書によって与えられている代理店の権限。代理店はまた Apparent Agency として、代理店契約書以外の権能を与えられる。→Apparent Agency

Agent's Balance

代理店勘定書 代理店との貸借を定期的に示す一覧表。

Agent's License

代理店免許証 州から与えられる権限証明書。これによって代理店はその業務を行なうことを認められる。

Agent's Qualification Laws

代理店資格法 代理店の免許希望者に課せられる教育、経験およびその他の資格を定めた州法。

Aggregate Excess of Loss Reinsurance

総合超過損害再保険 特定の期間（通常は12カ月間）中に発生した出再保険会社の損害のうち、(1)あらかじめ定める金額、または(2)その特定の期間中の出再会社の保険料との一定割合（損害率）を超過する額を再保険者がカバーする超過損害再保険の一種。一般に Stop Loss Reinsurance または Excess of Loss Ratio Reinsurance といわれる。

Aggregate Indemnity

総補償額 後遺障害、後遺障害期間または保険証券によって支払われる最高補償額。

Aggregate Limit of Liability

総責任限度額 1 個または 1 年間の一連の経済的損失もしくは契約全期間における保険者の最高責任限度額。

Agreed Amount Clause

協定保険金額 火災保険の特約条項の一つ。これによってもしその契約の保険金額が協定金額（通常は価額の90%またはそれ以上）に達すれ

ば、コ・インシュアランス・クローズは中止される。

A&H, A&S (Accident and Health (Insurance), Accident and Sickness (Insurance))

傷害健康保険, 傷害疾病保険 かつて Health Insurance (健康保険) といわれている分野の保険の一般的な名称として普通に用いられていた。

ALC (American Life Convention)

アメリカ生命保険協会 生命保険者の協会。

Aleatory Contract

射倖契約 利益あるいは損失の双方についての不確実な事件または偶然事件を対象とする契約。

Alien Insurer

外国保険者 アメリカ以外の国の法律によって設立された保険者。
→Foreign Insurer

All Lines Insurance

オール・ラインズ 生命・健康・財産・責任保険などを内容とする単一保険。

Allocated Benefits

配分保険金 目的明細ごとに最高支払額が定められている給付。たとえば入院保険では、X線・薬品・手当などの項目ごとに給付限度額が定められている。

All Risks Insurance

オール・リスク保険 この用語は特定の免責事由を除き、あらゆる偶然的原因によって発生する財物の損害を担保する保険の意味に用いられている。オール・リスク保険を提供する保険契約は正規にはオール・リスク証券といわれる。

American Academy of Actuaries

アメリカ・アクチュアリ協会 アクチュアリの分野における教育の発展およびその水準向上をはかる団体。会員は M.A.A.A. (Member, American Academy of Actuaries) の称号を用いる。

American Agency System

アメリカ代理店制度 保険の販売、サービス、普及などを満期表を有する代理店を通じて行なう方式。その報酬は手数料方式により、有給の保険会社の代理者によって保険を販売する制度とは対照的である。

→Exclusive Agency System

American College of Life Underwriters (ACLU)

アメリカ生命保険外務員大学 生命保険事業関係の教育機関。Chartered Life Underwriter (CLU) の称号を授け、継続的に外務員の教育訓練を行なうほか、生命保険事業に関係ある分野について調査研究および出版活動を行なっている。

American Experience Table of Mortality

アメリカ経験死亡表 被保険者の大多数について1868年に集計した資料にもとづく予想死亡率の表。生命保険者によって1950年代まで広く使用された。

American Insurance Association

アメリカ保険協会 損害保険分野における株式組織の保険会社の情報・教育・技術・法制などのための組織。

American Life Convention (ALC)

アメリカ生命保険協会 法制事項、会社間の連絡、情報交換などのための生命保険会社の協会。

Amount at Risk

危険保険金額 生命保険の保有契約高と終身保険の責任準備金の差額。正味危険保険金額は、契約の期間の経過とともに減少する。すなわち保有契約は死亡保険金の支払いがあれば、その分は死亡危険準備金から取り崩されるためその分だけ減少する。

訳注 財産保険では引受保険金額の総額を意味する。

Amount Subject

危険金額 火災、旋風などの災害について、保険引受者の損害見込額。

Analytic System

分析料率算定方式 →Dean Schedule

Ancillary Benefits

補助給付金 病院関係の諸経費に対する給付金。

Anniversary Date

契約応当日 保険証券の発行日。

Annual Payment Annuity

年掛け年金 掛金を年払いとして契約する年金。

Annual Report

年次報告書 保険者から株主（相互会社の場合には保険契約者）に対して発表される報告書。財務状況および年間事業活動などを内容とする。

Annual Statement

年次決算報告書 州保険庁に対する当年度の収支決算の報告。保険者の収支および資産と負債状況を詳細に記載する。

Annuitant

年金受取人

Annuity

年金 (1) 年払いまたは一定の間隔をおいた年金。(2) 保険者が年金受取人（遺族を含む）の生存期間中または特定の期間中、定期的な支払いを行なう契約。

Annuity Certain

確定年金 年金受取人の生死にかかわらず、所定年数の間、年金の支払いを行なう契約。所定年数経過後終身年金を支払うという契約は、Annuity Certain and for Life Thereafter という。

Annuity Due

期首払い年金 年金期間の終わりではなく、初めに給付が行なわれる年金。

Anti-Coercion Law

強制禁止法 通常不公正取引方法というような名称をもって、州法の一部に含まれている規定。強制は不公正取引であり、保険法違反になるということを規定している。

Anti-Selection

逆選択 → Adverse Selection

APP

実務上、申込書を意味する。→ Application

Apparent Agency

表見代理 実際に契約によって権限を与えられているかどうかは別として、公衆が代理人として当然有すべきものとする代理権。代理人には実際にその契約によって与えられている権限のみならず、普通人が彼が持っているであろうと考えている権限があると裁判所は判決している。したがって代理人は表見代理として行動していても、実質的代理人同様、公衆に対する委託関係において会社を拘束することになる。しかし代理人は、表見代理という形の権限を行使して故意にその会社にたいして過失をおかしたときは、会社から訴えられることになる。

Application

申込書 被保険者となる予定の者が、保険者の質問事項を申告する用紙。これと診査医、往診医師、病院、調査員および代理店などからの情報にもとづいて保険者はその契約引受けの可否、申込まれる担保範囲を修正するか、または全然引受けを拒絶するかを決定する。保険料を添えない申込書は申込みの提示であるが、添えてあるものは、保険者がそのままの引受けを拒絶しない限り、申込みそのものとなる。

Apportionment

損害填補額の分担 同一損害を2または2以上の保険者が分担している場合における保険者間の損害填補額の分担。→ Contribution (1)

Appraisal

評価 引受けべき保険の適正な金額または支払われるべき損害の適正な金額をつかむために、財産価額についてあらゆる要素から調査を行なうこと。

Approved

適格性 保険を付けようとする人または物が保険者の引受基準に合致しているか、またはその物件が検査機関の規定する一定の基準に達している場合に認められる条件。